

## 子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱

### (通則)

第1条 子どものための教育・保育給付費県費負担金（以下「県費負担金」という。）については、この要綱の定めるところにより交付するものとする。

### (交付の目的)

第2条 県費負担金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 県費負担金は、市町村が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。

#### (1) 施設型給付費等

ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

#### (2) 地域型保育給付費等

ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費

イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費

#### (3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

### (交付額の算定方法)

第4条 県費負担金の交付額は、満3歳以上の小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下、「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く）に係るものについては、次の区分ごとに算出された額の合計額の四分の一、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む）に係るものについては、次の区分ごとに算出された額から子ども・子育て支援法施行令第24条の2で定める額を控除した額の四分の一とする。

#### (1) 施設型給付費等

##### ア 施設型給付費

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係るもの

法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の

額) から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア) 特定教育・保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2) 地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア) 特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額) から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(エ) 特例保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3) 委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(交付の条件)

第5条 県費負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、県費負担金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 県費負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、県費負担金の交付の申請を行うときは、様式第1号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 市町村長は、県費負担金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条に定める交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、速やかに交付の決定をするとともに、様式第3号により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて県費負担金の交付を決定することができる。

(変更交付決定)

第9条 知事は、第7条に定める変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、当該申請に係る負担金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の変更決定をするとともに、様式第4号により市町村長に通知するものとする。

2 第5条及び前条第2項の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(県費負担金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において概算払をすることができるものとし、この場合の交付時期は四半期ごととする。

(実績報告)

第11条 市町村長は、各年度における県費負担金の実績を様式第5号の報告書により別に定める日までに知事に提出するものとする。

(額の確定)

第12条 知事は、前条に定める実績報告があったときは、当該報告に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、速やかに県費負担金の確定を行い、様式第6号により市町村長に通知する。

(是正のための措置)

第13条 知事は、第11条の実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が県費負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを市町村長に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用する。

(決定の取消し)

第14条 知事は、市町村長が、県費負担金の他の用途への使用をし、その他事業に関して県費負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、県費負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき県費負担金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(県費負担金の返還)

第15条 知事は、県費負担金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に県費負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、交付すべき県費負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える県費負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(事業実績報告の訂正)

第16条 知事が額の確定をした後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合は、速やかに様式第7号による報告書を知事に提出するものとする。

- 2 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、第11条に定めるところに準じて行うものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 知事は、市町村長が県費負担金の返還を命ぜられ、当該返還金の全部又は一部を納付しない場合において、その市町村長に対して、同種の事務又は事業について交付すべき負担金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止、又は当該負担金と未納額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第18条 知事は、県費負担金の交付の決定の取消し、事業の遂行若しくは一時停止の命令又は事業の是正のための措置の命令をするときは、当該市町村長に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第19条 知事は、県費負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、

市町村長に対して報告をさせ、又は職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第20条 県費負担金の交付に当たっては、前条までに定めるところの他、以下によるものとする。

- (1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- (2) 市町村長が知事に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年7月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。